

自宅療養者への対応

本県では、陽性患者は入院又は宿泊療養を原則としているが、やむを得ず自宅療養となった患者に対し、次のとおり療養支援を行っている。

1 健康観察の確保

自覚症状が無いままに肺炎等の症状が進んでいる場合があることから、いち早くその兆候を捕らえ適切に医療へ繋がられるよう自宅療養者にパルスオキシメーターを配布するとともに、保健所が電話等により毎日健康観察している。

(パルスオキシメーターの配布：令和3年1月15日～)

2月3日現在 配布台数(累計) 72台(89人)



2 食料品等提供体制の確保

解除までの期間、自宅療養者に対し、外出せずに自宅療養に専念してもらうため、食料品や日用品を宅配し療養生活を支援している。(令和3年1月30日～)

2月3日現在 配布戸数(累計) 5戸(7パック(箱))